

申告漏れ相続財産の種類と金額 (平成25年事務年度)



※国税庁「平成25年事務年度における相続税の調査状況について」より。

広告

企画制作
日経エージェンシー
TEL.03-5259-5430

その相続税額で問題はないか…。 “相続税理士”に頼めば心配は無用

相続税の申告・納付には経験豊富な税理士が必要。今年1月1日以降に亡くなった人から、改正後の相続税の申告・納付が始まる。その期限は、相続発生から10カ月以内だ。

一方で、相続財産に含まれる土地の評価額は、7月1日に国税庁から発表される。その年の路線価をもとに算出する。年初に発生した相続でも、正確に相続税を計算し申告書を作成するのは、7月の路線価発表を待つてからだ。そのため、年初の相続は時間にとらわれての申告準備になりがち。そうでなくとも、相続発生後は財産の洗い出しから評価額の算出、遺産分割協議とやるべきことは多く、10カ月はあつという間だ。相続税については申告実績が多く、経験豊富な「相続税理士」に依頼すれば間違いない。

申告後でも場合により還付請求ができる。

日頃から相続を専門にしている税理士だと、限られた時間内で十分な検証は難しいこともある。相続人は算出された相続税額に納得できなくても、期限に合わせるため申告・納付をせざるを得ない場合もある。

相続税は、申告から5年以内であれば更正の請求によって、過払い分の還付を受ける可能性がある。申告税額に疑問があれば、改めて相続税理士に相談してはどうだろう。実際、経験豊富な相続税理士が申告書を精査し、土地の評価額を算出し直すことで、数百万、数千円もの相続税が還付されたケースもある。

先ごろ発表された基準地価でも、都市部の地価の動

向には注意が必要。これから相続を迎える人は、二度手間を掛けずにすむためにも、最初から土地の評価に精通した相続税理士に依頼するほうが安心だ。

国税局では7月から新しい事務年度が始まり、人事異動も落ち着く9月ごろから年末にかけて税務調査に入る人が多い。まさにこの時期から調査に入る家族に連絡がいき、自宅を訪れる実地調査が本格化する。税務調査で問題になりやすいのは「名義預金」だ。名義預金とは、亡くなった人が生前に家族名義で預けていた預金のこと。名義は妻や子どもでも、通帳や印鑑を被相続人が管理していたら、それは被相続人の財産とみなされ、相続税の課税対象となる。税務調査で発見する申告漏れは現金・預貯金が最も多く、次が土地、有価証券だ(グラフ参照)。

税務調査には担当した税理士も立ち会うケースが多いが、そうした場面を数多く経験している相続税理士なら、調査官の質問や疑問にも即座に対応してくれる。何より、相続税理士は最初から税務署が疑問を抱きそうな財産について、十分な資料を用意し、それを確認できる書面を申告書に添付するため、調査対象になる可能性は低くなる。一次相続の後は二次相続の心配もある。申告後のことまで考えて、家族と財産を守るためにも信頼できる「相続税理士」を選びたい。

信頼できる相続・贈与に詳しい

相続税理士50選 Vol.3

今年から相続税の改正が施行され、1月以降に亡くなった人の相続税は、早ければ今月末ごろから申告が始まる。増税の影響がどれくらいまで広がるか、徐々に明らかになるだろう。同時に9月から12月までは、この数年で発生した相続の税務調査も本格化する時期。申告手続きからその後の調査対応まで、安心して任せられる相続税理士を見つけておくことは重要だ。



ランドマーク税理士法人
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

【相続税に関する相談8,500件超、申告1,650件超の圧倒的な実績】
相続のことなら、私たちにお任せください!

ランドマーク税理士法人

【本部】〒220-8137 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー 37階
TEL.0120-48-7271 <http://www.zeirisi.co.jp>
【所属】東京地方税理士会 横浜中央支部 【法人番号】第1606号 【代表】福田 幸弘



PwC税理士法人

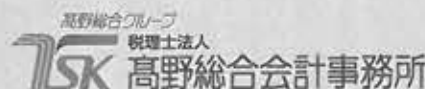
【本部】〒100-6015 東京都千代田区豊島3-2-5 豊島ビル15階
TEL.03-5251-2400 <http://www.pwc.com/jp/tax>
【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第28号 【部門代表】小林 和也

相続専門として創業50年。相続案件しかお手伝いしていない、相続に特化した税理士法人です。総スタッフ196名で累計相続実績件数は5,000件超。「ノウハウと対応の良さ」でお客様に喜んでいただいています。



税理士法人レガシー

【本部】〒100-6806 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル
TEL.03-3214-1717 <http://legacy.ne.jp>
【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第378号 【代表】天野 隆



お客様との「信頼・信用・信義」を重んじ、50名以上の税理士・公認会計士が毎年150件以上の案件に従事しています。

税理士法人 高野総合会計事務所

【本部】〒104-0061 東京都中央区銀座6-13-16 銀座ウォールビル3階
TEL.03-3543-6674 <http://www.takanosogo.com/>
【所属】東京税理士会 京橋支部 【法人番号】第2134号 【代表】高野 角司

国内17事務所の税務専門家が、デロイト トーマツ グループ各社および海外のメンバーファームと連携し、国内外のオーナー系企業や個人富裕層のお客様へ税務サービスを提供します。



税理士法人トーマツ

【本部】〒100-8305 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル5階
TEL.03-6213-3800(代) <http://www.deloitte.com/jp/tax-co>
【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第114号 【代表】松宮 信也